

令和4年度第2回国立大学法人旭川医科大学学長選考・監察会議 議事要旨

1. 日 時： 令和4年12月9日（金）15時11分～16時07分
2. 場 所： 本部管理棟2階 第一会議室
3. 参加者： 長谷部 直幸委員，原田 直彦委員，房川 樹芳委員，白井 恵理子委員，
研谷 智委員，佐古 和廣委員，川辺 淳一委員，服部 ユカリ委員，東 信良委員
4. 欠席者： 西條 泰明委員

議事に先立ち、令和4年度第1回学長選考・監察会議の議事要旨が諮られ、原案のとおり了承された。

議題1. 大学総括理事の設置の要否について

東議長から、本学における大学総括理事の設置の要否について審議願いたい旨の発議があり、次いで、長谷川総務課長から、資料に基づき大学総括理事の制度概要について説明があった。

その後、意見交換が行われ、審議の結果、現時点では大学総括理事を設置する必要はないが、今後、大学総括理事の設置を検討する必要がある場合には、改めて本会議で検討することとした。

議題2. 学長の業務執行状況の確認について

1) 確認時期について

東議長から、資料に基づき、西川学長の業務執行状況の確認に係る今後のスケジュール案について発議があり、審議の結果、就任の日から2年目に行う業務執行状況の確認については、令和5年8月以降に行うことが了承された。

また、西川学長の任期満了日は令和7年6月30日(任期3年3か月)であり、就任4年目の業務執行状況の確認を西川学長の現任期中に行えない可能性があることから、「学長の業務執行状況の確認に関する細則」第2条の「学長選考・監察会議が必要と認める場合は、随時、業務執行状況の確認を行うことができる。」の規定により、就任の日から3年目となる令和6年度中に業務執行状況の確認を行うことが併せて了承された。

なお、国立大学法人ガバナンス・コードの補充原則3-3-3④「学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況の厳格な評価に資するため、例えば毎年度、その業務の執行状況を確認するなど、恒常的な確認を行うべきである。」を踏まえた業務執行状況の確認時期の見直しについては、令和5年度及び令和6年度の業務執行状況の確認後に、確認方法を含めて検討していくこととした。

2) 確認方法について

続いて、東議長から、前回に引き続き、「学長の業務執行状況の確認に関する細則」第3条で規定している確認方法に加え、より適切に業務執行状況を確認し評価できる方法がないか意見交換を行いたい旨が述べられ、種々意見交換の結果、次回の本会議までにスキーム案を提示し、具体的な方法についてさらに議論を深めていきたい旨東議長から発言があった。

【主な意見】

- ・これまでの反省を踏まえ、今までよりも踏み込んだ対応が必要ではないか。本会議が、学長に

よるプレゼンテーションを聴くだけでは、不十分だと考える。

- ・学長には、意向聴取対象者又は全学にプレゼンテーションをしてもらい、その内容に関する質問を本会議で受け付け、学長に答えてもらうのはどうか。
- ・学内のステークホルダーから学長に対する質問や意見等を事前に聴取し、本会議で取りまとめた上で、学長に提示して文書又は口頭で回答してもらうのはどうか。
- ・教職員が意見を言える機会が少ないので、意見を吸い上げる機会があっても良い。
- ・普段の会議の中できちんとした対話ができていること、内部通報制度が適正に機能していることが重要であり、その機能の構築と併せて、業務執行状況の確認を行うことが大切である。
- ・意見聴取をすると、悪意のある意見が出てくるのが往々にしてあるので、本会議でフィルターをかける必要があるのではないか。
- ・部局単位で意見を集約してもらうこととし、学生には、学生の委員会に取りまとめをお願いしてはどうか。

議題3. 学長選考のあり方について

令和6年度に実施予定の次期学長選考に向けて、引き続き検討していくことを確認した。

報告事項1. 議長の職務代行について

東議長から、学長選考・監察会議規程第5条第3項に基づく議長の職務代行については、西條委員を指名する旨の報告があった。

(報告事項1については、議事の進行上、議題1に先立って行われた。)

以上